

令和 6 年 3 月 7 日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和 6 年

第 1 回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和6年 第1回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第3号	令和6年度別海町一般会計予算	1
議案第4号	令和6年度別海町国民健康保険特別会計予算	2
議案第5号	令和6年度別海町介護サービス事業特別会計予算	3
議案第6号	令和6年度別海町介護保険特別会計予算	4
議案第7号	令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第8号	令和6年度町立別海病院事業会計予算	6
議案第9号	令和6年度別海町水道事業会計予算	7
議案第10号	令和6年度別海町下水道等事業会計予算	8
議案第11号	令和5年度別海町一般会計補正予算	9
議案第12号	令和5年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	10
議案第13号	令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	11
議案第14号	令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算	12
議案第15号	令和5年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算	13
議案第16号	令和5年度町立別海病院事業会計補正予算	14
議案第17号	令和5年度別海町水道事業会計補正予算	15
議案第18号	令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算	16
議案第19号	別海町部設置条例及び別海町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第20号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第21号	第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第22号	別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第23号	別海町標津線代替輸送確保基金条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第24号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第25号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	29

議案第 2 6 号	介護保険関係基準省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	31
議案第 2 7 号	別海町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案第 2 8 号	別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第 2 9 号	別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第 3 0 号	別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第 3 1 号	別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第 3 2 号	別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案第 3 3 号	別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第 3 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	67
議案第 3 5 号	町道の路線認定及び廃止について	71
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	75
承認第 2 号	専決処分した事件の承認について	76
同意第 1 号	根室町村等公平委員会委員の選任について	77
報告第 2 号	専決処分の報告について	78

議案第 3 号

令和 6 年度別海町一般会計予算

令和 6 年度別海町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 4 号

令和 6 年度別海町国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度別海町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 5 号

令和 6 年度別海町介護サービス事業特別会計予算

令和 6 年度別海町介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 6 号

令和 6 年度別海町介護保険特別会計予算

令和 6 年度別海町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 7 号

令和 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 8 号

令和 6 年度町立別海病院事業会計予算

令和 6 年度町立別海病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 9 号

令和 6 年度別海町水道事業会計予算

令和 6 年度別海町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 10 号

令和 6 年度別海町下水道等事業会計予算

令和 6 年度別海町下水道等事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 11 号

令和 5 年度別海町一般会計補正予算

令和 5 年度別海町一般会計補正予算（第 11 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 12 号

令和 5 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和 5 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 13 号

令和 5 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和 5 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 14 号

令和 5 年度別海町介護保険特別会計補正予算

令和 5 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 15 号

令和 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 16 号

令和 5 年度町立別海病院事業会計補正予算

令和 5 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 17 号

令和 5 年度別海町水道事業会計補正予算

令和 5 年度別海町水道事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 18 号

令和 5 年度別海町下水道等事業会計補正予算

令和 5 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 19 号

別海町部設置条例及び別海町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町部設置条例及び別海町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町部設置条例及び別海町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

(別海町部設置条例の一部改正)

第 1 条 別海町部設置条例（平成 9 年別海町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 保健生活部

第 2 条を次のように改める。

(分掌事務)

第 2 条 前条に定める各部の分掌は、次のとおりとする。

総務部

(1) 職員の進退及び身分に関する事項

- (2) 議会及び町の行政一般に関する事項
- (3) 町の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
- (4) 町の重要施策の総合企画及び町行政の総合調整に関する事項
- (5) 町の総合開発計画に関する事項
- (6) 地域の振興に関する事項
- (7) 統計、広報、条例その他他部の主管に属しない事項

福祉部

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 社会保障に関する事項
- (3) 介護保険及び介護支援に関する事項

保健生活部

- (1) 保健衛生に関する事項
- (2) 生活環境の保全に関する事項
- (3) 日常生活の安定向上に関する事項

産業振興部

- (1) 農業に関する事項
- (2) 水産業に関する事項
- (3) 林業及び自然環境の保全に関する事項
- (4) 商業及び工業に関する事項
- (5) 労働に関する事項
- (6) 観光に関する事項
- (7) その他産業経済及びみどり推進に関する事項

建設水道部

- (1) 土木に関する事項
- (2) 建築に関する事項
- (3) 下水道に関する事項
- (4) 水道に関する事項

(別海町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第2条 別海町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年別海町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「福祉部町民課」を「保健生活部生活環境課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 20 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年別海町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年別海町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「250,000 円」を「300,000 円」に改める。

第 20 条の次に次の 1 条を加える。

（地域プロジェクトマネージャーの給与の特例）

第 20 条の 2 第 2 号会計年度任用職員のうち、地域プロジェクトマネージャーの給料は、第 4 条の規定にかかわらず、月額 390,000 円以内とする。

2 地域プロジェクトマネージャーには、第 14 条及び第 16 条の 2 の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 22 号

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年別海町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中

「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行の日から施行する。

議案第 23 号

別海町標津線代替輸送確保基金条例の一部を改正する条例の制定について

別海町標津線代替輸送確保基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町標津線代替輸送確保基金条例の一部を改正する条例

別海町標津線代替輸送確保基金条例（平成元年別海町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

別海町広域生活交通維持確保基金条例

第 1 条中「代替輸送事業」の次に「及び根室中部広域生活交通協議会における広域生活交通の維持確保事業（以下「維持確保事業」という。）」を加え、「別海町標津線代替輸送確保基金」を「別海町広域生活交通維持確保基金」に改める。

第 5 条中「次の各号」の次に「の経費」を加え、同条第 1 号中「代替バス事業者」の次に「及び維持確保事業に係るバス事業者」を加え、同条に次の 1 号を加える。

（3） その他維持確保事業に資する事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年別海町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 23 条中「重要事項を掲示しなければならない」を「重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 35 条第 3 項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の

総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を、「総数」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第25号

別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

別海町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月7日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町介護保険条例の一部を改正する条例

別海町介護保険条例（平成12年別海町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「30,600円」を「27,800円」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

（2） 令第38条第1項第2号に掲げる者 41,900円

（3） 令第38条第1項第3号に掲げる者 42,200円

第4条第1項第4号及び第5号中「令第39条」を「令第38条」に改め、同項第6号から第9号までを次のように改める。

（6） 令第38条第1項第6号に掲げる者 73,400円

（7） 令第38条第1項第7号に掲げる者 79,500円

（8） 令第38条第1項第8号に掲げる者 91,800円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 104,000円

第4条第1項に次の4号を加える。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 116,200円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 128,500円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 140,700円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 146,800円

第4条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,300円」を「17,400円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,300円」を「17,400円」に、「30,600円」を「29,600円」に改め、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,300円」を「17,400円」に、「42,800円」を「41,900円」に改める。

第6条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第4条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「同項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第26号

介護保険関係基準省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

介護保険関係基準省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和6年3月7日提出

別海町長 曾 根 興 三

介護保険関係基準省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正)

第1条 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年別海町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方

式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第48条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第56条第2項ただし書中「条」を「項」に改める。

第58条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第51条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削る。

第59条の5第2項第1号イ中「アにかかわらず」を「アの規定にかかわらず」に改める。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削る。

第59条の29第2項中「指定居宅介護支援事業」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の35第2項中「存し又は隣接若しくは」を「存し、又は隣接し、若しくは」に改める。

第59条の37第2項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削る。

第63条第2項第1号イ中「アにかかわらず」を「アの規定にかかわらず」に改める。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「又は同一敷地内にある他の事業所」を「又は他の事業所」に改め、「従事することができる。」を削り、同項中「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所」を「従事できるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所」に、「かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を「かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。」に改める。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第80条後段中「とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と第59条」を「とあり、並びに第59条」に改める。

第82条第6項の表中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に」を「(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の」を「(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の」に、「前項」を「(1) の項」に改め、同条第10項ただし書中「表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の」を「表(1) の項」に改める。

第83条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第84条中「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に改める。

第86条第2項第2号ウ中「ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）」を「ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）」に改める。

第92条第5号中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、

その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第101条第3項中「規定する町介護保険事業計画をいう。」を「規定する町介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。」に改める。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第108条中「第34条において同じ。」を「第34条第1項において同じ。」に改める。

第110条第1項ただし書中「場合において」を「場合であり、かつ」に改め、同条第5項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加える。

第111条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う

体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条中「第104条」の次に「及び第106条の2」を加える。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の業務」を削る。

第132条第4項第1号ア本文を次のように改める。

一の介護居室の定員は、1人とする。

第132条第4項第4号中「居室」を「介護居室」に改める。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症

の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第4項中「第152条」を「次条」に改め、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削り、同条第17項中「場合にあって」を「場合において」に改める。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「、同一敷地内にある他の事業所」を「、他の事業所」に改める。

第169条第3項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。）」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第178条中「、第3節及び前節」を「及び前2節」に改める。

第187条第4項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するものの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前

条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第193条中「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に改める。

第195条第2項第2号ウ中「及びイ」の次に「の基準」を加える。

第197条第1号中「療養上の管理の下」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短時間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同条第2項中「以下」の次に「この項において」を加え、「省令」を「条例」に改める。

（別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正）

第2条 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年別海町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有する

ものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 第42条第11号に規定する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

（10） 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（11） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表に当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。））、指定訪問介護事業者（北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第95号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期

的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2） 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との

間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の症状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年別海町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された

法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「その管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にあ

る」を削る。

第6条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供さ

れたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第30号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第26条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第34条第2項第5号中「第29条第2項に規定する」を「第31条第2項に規定す

る」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第28条第2項に規定する」を「第30条第2項に規定する」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第36条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年別海町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第18項」を「第16項」に改める。

第4条中「指定介護予防支援事業者」の前に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「、介護予防サービス計画」を「、利用者又はその家族に対し介護予防サービス計画」に改め、同条第3項中「職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員（以下この章及び次章において同じ。））」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第38条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。））」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」の次に「第1項」を加える。

第14条中「指定介護予防支援事業者」の前に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同条第4号中「規定」の次に「（第35条第27号の規定を除く。））」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。））」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけれ

ばならない。

第33条第2項第1号中「第32条第13号」を「第35条第13号」に改め、同項第2号イ中「第32条第7号」を「第35条第7号」に改め、同号ウ中「第32条第9号」を「第35条第9号」に改め、同号エ中「第32条第14号」を「第35条第14号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第35条第15号」に改め、同項第5号中「第28条第2項」を「第30条第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第27条第2項」を「第29条第2項」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第35条第2号の3に規定する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第35条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第35条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第15号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第35条第20号中「医師又は歯科医師（次号及び第21号において「主治の医師等」という。）」を「医師等」に改め、同条に次の1号を加える。

(27) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第38条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、令和7年4月1日から施行する。

(1) 第1条中別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例第34条に1項を加える改正規定

(2) 第2条中別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例第32条に1項を加える改正規定

(3) 第3条中別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第26条に1項を加える改正規定

(4) 第4条中別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第25条

に 1 項を加える改正規定

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における改正後の別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第 9 2 条第 7 号及び第 1 9 7 条第 7 号及び改正後の別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第 5 3 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第 3 条 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における新地域密着型サービス基準条例第 1 0 6 条の 2（新地域密着型サービス基準条例第 1 2 8 条、第 1 4 9 条、第 1 7 7 条、第 1 8 9 条及び第 2 0 2 条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 3 条の 2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第 8 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第 27 号

別海町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

別海町子ども医療費助成に関する条例（平成 16 年別海町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

第 3 条中「医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、別海町の区域内に住所を有する世帯に属する子どもとする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くもの」を「次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 本町に住所を有する子ども
- (2) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者である子ども

第 3 条に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、町長は次に掲げる者を受給資格者とすることができる。

- (1) 本町に住所を有する保護者の本町以外の市区町村に住所を有する前項第 2 号に該

当する子どもであって、当該市区町村において医療費の給付を受けることができない子ども

(2) その他町長が必要と認める者

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は受給資格者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子ども

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている子ども

(3) 別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年別海町条例第34号）による医療費の助成を受けている子ども

(4) 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしている子ども

(5) 本町以外の市区町村に住所を有する保護者の第1項に該当する子どもであり、本町以外の市区町村による医療費の助成を受けることができる子ども

第10条を第12条とする。

第9条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「損害賠償と」を「助成額」に改め、同条中「関し」を「伴う助成金支給の原因となる事項が第三者の行為により生じ、保護者が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 他の法令等により国又は地方公共団体あるいは、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる学校管理下において医療給付を受けることができる場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（譲渡又は担保の停止）

第10条 この条例により助成を受ける権利はこれを他人に譲渡し、又は担保してはならない。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「医療保険各法による被保険者及び被扶養者であって、別海町の区域内に住所を有する世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯を除く。）に属する子どもに」を「第3条第1項又は第2項に規定する受給資格者に」に改め、

同条第2項中「の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を」を「を受給者が負担したときは、その額を」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(受給者証の提示)

第5条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証を提示するものとする。ただし、学校管理下を起因とする傷病等にあつては受給者証を提示してはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第4条の規定による受給資格者の認定申請その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第 28 号

別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年別海町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改め、「負担金」の次に「及び基本利用料」を加える。

第 7 条中「被保険者証又は組合員証及び」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、学校管理下を起因とする傷病等の場合にあつては受給者証を提示してはならない。

第 11 条の見出し中「損害賠償と」を「助成額」に改め、同条中「対象者が」の次に「疾病又は負傷に伴う助成金支給の原因となる事項が第三者の行為により生じ、対象者若

しくは保護者が」を、「賠償」の次に「等」を加え、「その価額」を「、その価額」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 他の法令等により国又は地方公共団体あるいは、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる学校管理下において医療給付を受けることができる場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費助成については、なお従前の例による。

議案第 29 号

別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例

別海町母子健康センター設置条例（平成 10 年別海町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表産後ケアの項使用料の欄中「1 回につき 1,000 円」を「無償」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例

別海町中小企業融資条例（昭和 41 年別海町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「1 年以上営むもの」を「1 年以上営む者を原則とし、創業計画段階あるいは創業後 1 年を経過していない者については、事業運営が健全と認められる場合は融資の対象者としてすることができる」に改め、同条第 4 号中「前年度までの」を削る。

附則第 5 項中「令和 6 年」を「令和 7 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例

別海町普通河川管理条例（平成 12 年別海町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

8	管の埋設（外径が 0.4メートル未満のものに	外 径 が 0.07メートル未満のもの	1メートル	14円	
		外 径 が 0.07メートル以上		20円	

	限 る。)	0.1メー トル未満 のもの			
		外 径 が 0.1メー トル以上 0.15メー トル未満 のもの		30円	
		外 径 が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの		41円	
		外 径 が 0.2メー トル以上 0.3メー トル未満 のもの		61円	
		外 径 が 0.3メー トル以上 のもの		81円	
9	第1種電柱		1本	380円	

	第 2 種電柱		580円	
	第 3 種電柱		780円	
	第 1 種電話柱		340円	
	第 2 種電話柱		540円	
	第 3 種電話柱		740円	
	その他柱類		34円	
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	3円	

」を「

8	管の埋設（外径が0.4メートル未満のものに限る。）	外 径 が 0.07メートル未満のもの	1メートル	16円	
		外 径 が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		23円	
		外 径 が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		35円	

		のもの			
		外 径 が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの		47円	
		外 径 が 0.2メー トル以上 0.3メー トル未満 のもの		70円	
		外 径 が 0.3メー トル以上 のもの		93円	
9	第1種電柱	1本	430円		
	第2種電柱		670円		
	第3種電柱		900円		
	第1種電話柱		390円		
	第2種電話柱		620円		
	第3種電話柱		850円		
	その他柱類		39円		

	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	4円	
--	-----------------	-------	----	--

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 32 号

別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

別海町水道事業の設置等に関する条例（昭和 59 年別海町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 4 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

別海町監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町監査委員条例の一部を改正する条例

別海町監査委員条例（平成 9 年別海町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「法第 243 条の 2 第 3 項」を「法第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、大成、泉川及び上風連辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町大成辺地
(辺地の人口 167人、面積 28.6km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町大成

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町大成33番地5

(3) 辺地度点数

225点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【上春別原野54線(L=4,653m、W=5.5m)】

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【大成零号地区(L=3,659m、W=4.0m)、東柏野地区(L=2,214m、W=4.0m)】

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (上春別原野54線路肩拡幅・舗装改修事業外1事業)	別海町	480,489	19,800	460,689	458,000
産業農林道 (大成零号地区農道整備事業外1事業)	北海道	(1,278,804) 1,200,100	(991,073) 930,078	(287,731) 270,022	(287,200) 269,600
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(107,076) 98,170	(100,614) 92,281	(6,462) 5,889	(6,300) 5,700
合 計		(1,866,369) 1,778,759	(1,111,487) 1,042,159	(754,882) 736,600	(751,500) 733,300

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町泉川辺地
(辺地の人口 296人、面積 58.7km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町泉川

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町泉川107番地52

(3) 辺地度点数

171点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【泉川第1地区零号線(L=1,095m、W=4.0m)、別海西部第2地区泉川北6線(L=500m、W=5.5m)】

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【泉川第1地区第2東3号線(L=1,110m W=4.0m)】

3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (泉川第1地区零号線改良舗装事業外2事業)	別海町	276,046	16,992	259,054	257,800
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	116,830	109,819	7,011	6,800
産業農林道 (泉川第1地区第2東3号線基盤整備促進事業)	別海町	(185,200) 0	(81,015) 0	(104,185) 0	(104,100) 0
合計		(578,076) 392,876	(207,826) 126,811	(370,250) 266,065	(368,700) 264,600

総合整備計画書

(第5次変更)

北海道別海町上風連辺地
(辺地の人口 386人、面積 119.7km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上風連

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上風連174番地44

(3) 辺地度点数

148点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【上風連地区1号線(L=1,346m W=4.0m)】

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【開南地区(L=3,030m W=4.0m)、上風連北地区(L=2,196m W=4.0m)、根室中部7号支線地区(L=220m W=4.0m)、開南北第1地区(L=630m W=4.0m)、開南北第2地区(L=300m W=4.0m)】

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (上風連地区1号線改良舗装事業外1事業)	別海町	(197,601) 193,610	(37,991) 40,723	(159,610) 152,887	(159,400) 152,700
産業農林道 (上風連北地区農道整備事業外4事業)	北海道 別海町	1,098,056	669,826	428,230	427,700
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	311,500	209,800	101,700	101,700
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(192,400) 0	(180,856) 0	(11,544) 0	(11,500) 0
合 計		(1,799,557) 1,603,166	(1,098,473) 920,349	(701,084) 682,817	(700,300) 682,100

議案第 35 号

町道の路線認定及び廃止について

町道の路線を次のように認定及び廃止する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 認定する路線

路 線 番 号	路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
12	根室中部3号主要幹線	別海町別海278番地1地先	別海町中西別203番地6地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
365	根室中部2号主要幹線	別海町別海265番地6地先	別海町上風連175番地10地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
899	宮舞町6丁目通線	別海町別海宮舞町183番地2地先	別海町別海宮舞町147番地4地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
900	宮舞町4丁目仲通の1線	別海町別海宮舞町159番地2地先	別海町別海宮舞町157番地2地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
901	中西別22号線	別海町中西別78番地1地先	別海町中西別75番地5地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
902	中西別21号56線	別海町中西別52番地1地先	別海町中西別76番地33地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項

1 認定する路線

路 線 番 号	路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
903	中西別南21号幹線	別海町中西別86番地 6地先	別海町中西別76番地 2地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
904	西春別地区南10号線	別海町西春別235番 地10地先	別海町西春別238番 地1地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
905	中西別16号56線	別海町中西別22番地 60地先	別海町中西別16番地 3地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
906	中西別17号55線	別海町中西別22番地 15地先	別海町中西別23番地 3地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
907	中西別北56線	別海町中西別22番地 57地先	別海町中西別41番地 10地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
908	根室中部42号幹線	別海町美原13番地10 地先	別海町美原14番地5 地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項

2 廃止する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
12	根室中部3号主要幹線	別海町別海278番地1地先	別海町別海265番地6地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項
365	根室中部2号主要幹線	別海町中西別203番地6地先	別海町上風連175番地10地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項
246	矢臼別7号線	別海町別海295番地1地先	別海町別海302番地6地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項
422	根室中部3号支線	別海町別海265番地2地先	別海町別海267番地4地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町別海川上町 1 3 9 番地の 1 5
- 2 氏 名 丹 羽 大 地
- 3 生年月日 昭和 6 3 年 1 0 月 2 6 日
- 4 任 期 令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで

承認第2号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年3月7日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

令和5年度別海町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

令和6年2月29日

別海町長 曾 根 興 三

同意第 1 号

根室町村等公平委員会委員の選任について

次の者を根室町村等公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 7 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|--------------------------------------|
| 1 | 住 所 | 目梨郡羅臼町礼文町 5 2 番地 1 |
| 2 | 氏 名 | 石 田 順 一 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 3 2 年 1 月 1 2 日 |
| 4 | 任 期 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで |

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月7日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月13日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和5年9月15日議案第73号により議決を経て締結した、旧保健センターとりこわし工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「59,840,000円（内消費税及び地方消費税額5,440,000円）」を「58,542,000円（内消費税及び地方消費税額5,322,000円）」に改める。